

静岡産業大学資格取得奨励金給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の在学中における資格取得の奨励を促し、本学学生の資質向上に資するために資格取得奨励金（以下「奨励金」という。）の給付を行うことで、学生の修学意欲持続と将来にわたり大学の発展に寄与することを目的とする。

(対象資格)

第2条 資格取得奨励金の支給対象は、次の各号に掲げる資格等のうち、本学在学中にいずれかの資格試験に合格または定められた基準を上回った学生を対象とする。

- (1) 日商簿記1級または全経簿記上級
- (2) 税理士科目のうち1科目取得（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、酒税法、国税徴収法、住民税、事業税、固定資産税、簿記論、財務諸表論）
- (3) 行政書士
- (4) 宅地建物取引士
- (5) 基本情報技術者
- (6) 応用情報技術者
- (7) TOEIC（700点以上）
- (8) 小学校教員養成プログラムによる必要単位修得者

(給付額)

第3条 資格取得奨励金の給付額は、一資格あたり20万円とする。

(申 請)

第4条 本学在学中に第2条に規定する資格を取得し、奨励金の給付を受けようとする者は、1年ごとに申請し、当該年度の5月1日までに資格取得奨励生申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 就職委員会は、前項により提出された資格取得奨励生申請書及び面接により資格取得奨励者の選考を行う。

(報 告)

第5条 前条により選考された資格取得奨励者は、当該年度の2月末日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 資格取得奨励生報告書（様式第2号）
- (2) 資格取得を証明する書類

(申請の取り消し)

第6条 資格取得奨励者が次の各号のいずれかに該当したときは、その申請を取り消す。

- (1) 休学または退学したとき
- (3) 申請書類に虚偽の申請があったと認められたとき
- (4) 小学校教員養成プログラムによる必要単位修得者については、中学校教諭一種免許状(保健体育)の取得要件を充足できないとき
- (5) その他資格取得奨励者として適当でないと認められたとき

(庶務)

第7条 資格取得奨励金に関する庶務は、大学事務局キャリア支援課において行う。ただし、資格取得奨励金の給付については、大学事務局学務課において行う。

(改正)

第8条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。